

井原市経営革新事業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等が市場の中で優位性を確保し、厳しい競争を勝ち抜いていくための中期成長戦略を作成して新事業活動に取り組むことで、経営の向上を図ることを目的に、予算の範囲内において井原市経営革新事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者のうち、市内に事業所を有する者をいう。
- (2) 経営革新計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項の規定による承認を受けた経営革新に関する計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 井原商工会議所又は備中西商工会（以下「商工会議所等」という。）の会員である者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営革新計画の実施に必要な事業のうち市内の事業所で実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市場、競争環境等の調査
- (2) マーケティング戦略の構築
- (3) 商品の開発設計、試作及び改良
- (4) 商品のデザイン、評価及びテストマーケティング
- (5) 販路開拓に資する事業
- (6) 建造物、設備、備品等の取得又は整備
- (7) その他市長が特に必要と認める事業

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

2 同一の経営革新計画による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

3 他の団体の補助金の交付を受けている事業は、対象外とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市経営革新事業支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 経営革新計画及びその承認書の写し
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 経費内訳書（様式第3号）
- (4) 経費の積算根拠が確認できる書類（図面、カタログ、見積書等の写し）
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、井原市経営革新事業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、井原市経営革新事業支援補助金に係る補助事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の区分ごとの配分額の変更割合が20パーセント以下のときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、井原市経営革新事業支援補助金に係る補助事業中止（廃止）報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに井原市経営革新事業支援補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 事業の完了及び成果が確認できる書類（写真等）
- (3) 経費内訳報告書（様式第9号）
- (4) 経費の積算根拠が確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (5) 支払が確認できる書類（領収書の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、井原市経営革新事業支援補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、井原市経営革新事業支援補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第13条 市長は、前条の請求書を受領したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 経営革新計画の承認が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業完了の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は事業所を市外に移転したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査）

第16条 補助事業者は、市長が補助事業の運営、経理等の状況について検査を求めたとき又は補助事業について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

（報告義務）

第17条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は事業所を市外に移転するときは、市長に書面で報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了の翌年度から3年間、年度ごとの4月末までに経営革新事業状況報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

（見直し）

第19条 市長は、この要綱の施行後3年ごとに、当該事業の有効性について確認し、検証し、及び見直すものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
補助対象経費	①市場調査等に係る経費（旅費、委託料、使用料及び賃借料） ②技術指導の受け入れに係る経費（報償費、委託料、旅費） ③大学、研究機関等との共同開発に係る経費（負担金） ④原材料及び副資材の購入に係る経費（原材料費） ⑤設備、機械装置、車両等の購入及びリース（試作、試行等に必要 な設備で、生産に使用可能なものを除く。）に係る経費（工事請負 費、備品購入費、使用料及び賃借料） ⑥工具及び器具の購入に係る経費（消耗品費及び備品購入費） ⑦外注加工、デザイン開発及びテストマーケティングに係る経費 （委託料） ⑧見本市及び展示会の会場に係る経費（委託料、使用料及び賃借料） ⑨専門家の雇入れに係る経費（報償費） ⑩専門家及び職員の旅費に係る経費（旅費） ⑪出品物の輸送等に係る経費（通信運搬費） ⑫建物の取得、建築、改修、改装及び修繕、設備の配置換え等に係 る経費（財産取得費、工事請負費及び委託料） ⑬その他特に必要と認める経費
補 助 率	3分の1以内（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
補 助 限 度 額	3,000,000円

注1) 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く。

注2) 汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないものは、対象外とする。

注3) 経常経費とみなされる経費は、対象外とする。